

柏崎市農業集落排水公共ます設置等基準 解説

「管理者」とは、「農業集落排水事業管理者」すなわち柏崎市長のことをさしています。

第1条関係 農業集落排水処理施設条例第3条の「管理者は、新規に加入しようとする者の申請により公共ます及び管きょ（以下「公共ます等」という。）を新設することができるものとし、位置は管理者が定める。」の原則を規定しています。

- (1) 受益者分担金のうち、加入分担金納入後に公共ますを設置いたします。
- (2) 農業集落排水事業は、主として農村の生活基盤の向上を目的とする事業のため、新たな団地造成などのいわゆる「開発行為」に対して、開発者負担として取り扱っています。2画地以上の造成を伴う加入では、公共ますは管理者が設置するのではなく、開発者で設置することとなります。

第2条関係 公道に面していない土地については、原則として下水道本管の敷設してある公道から1.0メートル以内の他者の土地に公共ますを設置することとします。その場合、合わせて基準第7条の「排水設備土地使用同意書」を提出いただくことになります。

- (1) 市道、県道、一般国道、高速自動車国道をいいます。
- (2) 国有道路（いわゆる赤道）、管理用道路等、農道、林道をいいます。

第1条 公共ますは、次の各号の一に該当する場合を除き原則として画地官民境界より民地側1.0メートル以内に管理者が設置する。この場合の「画地」とは、受益地及び受益者が同一である隣接した土地の全部をいう。

- (1) 受益者分担金が未納である受益地
- (2) 一時に隣接した2画地以上を造成する受益地

第2条 前条にかかわらず、公道等に面していない画地においては、公共下水道本管（以下「本管」という。）が敷設してある公道等より技術的、経済的に最も適切な土地を調査し、管理者が位置を決定し設置するものとする。この場合の「公道等」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180条）第3条に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

第3条関係 私道上に公共ますがある場合、個人の宅地からその公共ますまでの下水管は、個人の管理となります。

第4条関係 義務者数の算定は公共下水道の基準と同様です。
(1)

(3) 道路側溝を含む幅員が4.0メートル以上で、両端が前2号に掲げる公道に接続されており、かつ登記地目が「公衆用道路」である道路

第3条 前条第3号の規定を満たさない道路のうち、登記地目が「公衆用道路」である道路（以下「私道」という。）に接する画地の公共ますの位置は、公道等より1.0メートル以内の私道上とする。この場合の公共ますの箇所数は一箇所とする。

第4条 前条にかかわらず、次の各号の要件を満たす私道においては、私道に面した画地の敷地境界より民地側1.0メートル以内に設置し、必要な本管を管理者が敷設することができる。この場合私道所有者（地上権その他の権利を有する者を含む。）は、「私道農業集落排水設置申請書」（別記第1号様式）により申請しなければならない。

(1) 私道に面した農業集落排水加入者（以下「加入者」という。）が2人以上であること。ただし、集合住宅等の場合の加入者は一棟を1人と数え、土地が共有名義の場合の加入者は共有名義人の複数を1人と数え、既に公共ますが設置してある加入者、本管が敷設してある公道等に面している加入者は数えない。

2	宅地造成、開発に伴って築造される道路は、公道に移管する見込みがあっても、開発者負担で排水管を整備していただくことになります。	2 新たな敷地造成により生じる道路は、前項の私道の取り扱いをしない。
第5条関係	承認までには、現地確認や設計の審査が必要ですので、日数がかかることがあります。	第5条 この基準に定めるもののほか、新たに農業集落排水施設を築造又は撤去しようとする者は、「農業集落排水施設築造（撤去）工事申請書」（別記第3号様式）により申請しなければならない。
第6条関係	下水道本管の工事を伴わない、公共ますと取付管の整備だけの場合の取り扱いをさしています。	第6条 この基準に定めるもののほか、新たに公共ますを設置しようとする者は、あらかじめ「農業集落排水公共ます等設置（変更・撤去）工事承認申請書」（別記第9号様式）により管理者の承認を得るものとする。農業集落排水処理施設条例第4条に規定する公共ますを増設、移設又は撤去しようとする者も同様とする。

柏崎市農業集落排水受益者分担金額について（平成30（2018）年～ ）

○各処理区の処理区域と分担金額は、表のとおりです。加入分担金額に、「戸数」を乗じて算出した金額が受益者分担金額になります。（「処理区域」とは、供用開始の告示によりますが、主として本管に面した土地をいいます。

また、処理区域覧に集落名の記載があっても、区域外の可能性もあります。

処理区	処理区域	加入分担金	工事分担金
柏崎南部地区	大字貝渕、大字黒滝、大字新道、大字上方、大字下方	690,000 円	取付管工事費（既設管きよから新規加入に係る公共ますまでの工事費をいう）に100分の15を乗じて得た額。
上条地区	大字黒滝、大字上条、大字宮之窪、大字山口、大字古町		
北鯖石地区	大字中田、大字畔屋、大字藤井、大字上原、東原町		
上条東地区	大字佐水、大字古町、大字上条、大字南下、大字宮之窪、大字堀		
平井地区	大字平井、大字中田		
中通地区	大字畔屋、大字与三、大字矢田、大字飯塚、大字曾地、大字曾地新田、大字花田、大字吉井		
北条地区	大字南条、大字本条、大字北条		
広田地区	大字北条、大字東条、大字小島、大字山澗、大字旧広田、大字大広田、大字西長鳥、大字東長鳥		
谷根地区	大字谷根		
門出地区	高柳町門出		
岡田地区	高柳町岡田		
別山地区 （旧別山北部地区含む）	西山町別山、西山町灰爪		
西山南部地区	西山町五日市、西山町内方、西山町大坪、西山町北野、西山町妙法寺、西山町緑が丘		
二田地区 （旧西山地区含む）	西山町坂田、西山町鬼王、西山町黒部、西山町長嶺、西山町和田、西山町新保、西山町西山		
中川地区 （旧礼拝地区含む）	西山町二田、西山町田沢、西山町藤掛、西山町池浦、西山町下山田、西山町伊毛、西山町上山田、西山町尾野内、西山町礼拝		

戸数の取扱い

区分	範囲	算定戸数
一般住宅等	一戸建住宅及び併用住宅、店舗	独立した一戸建て家屋の場合は、それぞれ一戸とする。 2世帯が同一敷地に別棟により生活する場合で、便所、台所及び風呂がそれぞれ設置されている場合は2戸、便所、台所又は風呂のいずれかを共有している場合は1戸とする。
アパート等	アパート、貸家等	世帯が1の場合は、1戸とする。 世帯が2以上の場合は、基本戸数を1戸とし、1世帯につき0.05戸加算する。
公共施設及び事務所等	学校及び保育所等並びに工場、事務所及び店舗等	流入人口換算により、10人まで1戸とし、10人以上は5人増すごとに0.5戸加算する。 集落の所有する集会場等は1戸とする。
その他	上記以外	発生の都度管理者が決定

○同一処理区域内で移転の場合は、「受益地変更申請書」を提出し、取付管工事と旧受益地の取付管撤去工事を自己負担で行う。（加入分担金の権利は承継可能。）

○処理区を越える移転の場合も同様とし、新受益地の属する処理区に新規加入する。

○2区画以上の宅地造成は、開発行為として取扱う。開発行為では工事分担金は生じず、取付管工事は開発者負担とする。

○納付された受益者分担金は、いかなる理由においても返還しない。